

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

民間活力（PPP・PFI）活用によるまんのう町活性化計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

まんのう町

3. 地域再生計画の区域

まんのう町の全域

4. 地域再生計画の目標

まんのう町は、2006年（平成18年）3月20日、仲多度郡の琴南町、仲南町、満濃町が合併（新設合併）して誕生している。

香川県南西部に位置し、面積は約194.33平方キロメートル。西の山間部には町名の由来にもなっている日本一の灌漑用ため池、『満濃池』をはじめ、約900ものため池が点在している。町の南側には標高1,000メートルを超える竜王山、大川山を主峰とする讃岐山脈が連なり、そのふもとを県下で唯一の一級河川土器川が流れている。

こうした、自然豊かで広大な面積をかかえるまんのう町において、まんのう町立満濃中学校は地域の教育の大きな柱であり、町の子どもの育成において重要な拠点である。

まんのう町立満濃中学校は、校舎棟が昭和35年から38年に、体育館が昭和41年に設計・建設された建物であり、築後約50年が経ち老朽化が著しく、施設の安全性が懸念されている。平成19年度に耐力度調査を実施した結果、校舎棟、体育館ともに基準を下回るものであったため、早急に改築を実施する必要がある。そこで、安全面に加えて、今後の教育環境の変化に対応できる高機能かつ多機能、さらに柔軟性を兼ね備えた校舎を平成25年4月の供用開始に向けて整備する計画をたてた。

同時に、町の活性化を図るための空間として、教育活動のほか生涯スポーツの拠点としても活用できるように体育館を社会体育施設として整備し、併せて、町民からの要望が高い図書館を生涯学習の拠点として新たに整備することとする。

一方、本町は平成18年3月の3町合併とともに行政改革推進室を設置し、地域のさまざまな力を結集して「新しい公共空間」を形成すべく「まんのう町集中改革プラン」を策定し、行政改革に取り組んできた。本事業では、個別契約だった類似業務の包括契約化の他、これまで行ってきた行財政改革をより一層進め、事業の効率化を図るため、公民連携手法により民間事業者の創意工夫を活用することで、質の高い住民サービスの提供の実現を目指している。

なお、従来のPFI事業では、公共側が主導して決定した実施方針に従い実施されることが一般的である。本事業においては、従来のPFI事業とは実施方針の位置づけを変え、広く民間事業者

からの意見を募り、それに基づきリスク評価を行った上で、業務内容及びリスク分担を具体化し、公民双方にとって合理的な内容に改定することを前提としている。

早期の段階から民間事業者の意見を広く取り入れることにより、事後的に契約内容の変更が必要になるリスクを軽減し、リスク分担の明確化という PFI の基本理念により忠実な事業を実現することが可能になると考えるものである。また、当該 PFI 事業においては BOT 方式導入を検討している。BOT の導入により、従来の BTO 方式に比して民間事業者の資金、経営ノウハウ、創意工夫をより最大限に活用する。そしていままでの公営事業に比べ、より効率的効果的なハードの整備および経営手法を用いた行政経営の創造を目的とした地域再生計画により、まんのう町の再生・活性化をめざす。

《目標》

1) 民間活力の活用により、地域のにぎわい創出（PFI 法による事業契約期間 20 年又は 25 年の目標）

①住民の健康増進

本町では、現在、健康増進計画や食育推進計画等により子どもから高齢者までの健康増進を図ることにより、医療費を削減し、心も身体も元気な地域づくりを目指している。

さらに本事業で整備される町立体育館と町立図書館との複合施設を拠点とし、本町内に存在する資源（ひと、もの、かね、情報等）を、特別目的会社（SPC）を含めた公民連携（PPP）により、より効果的かつ効率的に資源活用を図ることでの相乗効果を目指とする。

ア 身体活動・運動・・・1日に30分以上歩いている人の割合

現状 49.9% ⇒ 目標 75.0%

イ 生活習慣病・・・自分の身体に関心を持った自己管理（特定健康診査受診率）

現状 55.0% ⇒ 目標 85.0%

ウ 医療費の削減・・・国保及び後期高齢者医療費1割削減

現状 国保 37万円（国保一人当たり年額） ⇒ 29万円

後期 76万円（後期一人当たり年額） ⇒ 60万円

②雇用促進

本事業で整備される地域開放エリアの運営と民間事業者の独立採算を含む任意提案事業を認めることから、特別目的会社（SPC）による地域の雇用促進と地域人材の活用を図る。さらに、本事業で民間活力を活用した職員の能力開発研修を行い、雇用者である職員の人材育成を図る。

ア 現状 本町非正規雇用者数 80名

⇒ 目標 本町+本町特別目的会社の雇用者数 100名

イ 現状 研修受講者数（非正規雇用者）0回/年

⇒ 目標 本町+本町特別目的会社の雇用者 4回/年

③地域企業の活性化

本 PFI 事業は、事業者選定基準に地元企業の活用を加点評価として設定しており、本町内企業の活用を最も高い評価点とし、次いで県内企業の活用を加点評価としている。このため、地元金融機関や地域企業間による新しいパートナーシップが誕生し、新たな公共の創出を図り、地域企業や各種団体の活性化を目標にしている。さらに、本町の特質を活かす目的から、町産材の利活用度も加点評価により推進することで地域経済に寄与することを目標とする。

ア 現状 町内の PFI 事業への参加経験企業数 0 社
⇒ 目標 町内の PFI 事業への参加経験企業数 5 社

イ 現状 木材搬出量 約 500 m³ ⇒ 目標 木材搬出量 約 800 m³ (年)

④にぎわい創出による地域活性化

町立体育館と町立図書館との複合化は、滞在型空間の演出が可能となり特別目的会社(SPC)を核とした公民連携による運営体制により地域住民ニーズへ敏感に反応し、地域で活用できるポイントや通貨等の導入と合わせ、更なるにぎわい創出の実現を目標とする。また、本町の既存の体育協会やスポーツ少年団等を核とした総合型地域スポーツクラブの設立と民間活力として本事業にて設立する特別目的会社(SPC)による専門スタッフを核とする総合型地域スポーツクラブの設立を図ることで地域の活性化を目指す。

ア 現状 スポーツ活動への参加率 12% ⇒ スポーツクラブへの参加率 24%

イ 現状 総合型地域スポーツクラブ数 0 クラブ
⇒ 総合型地域スポーツクラブ数 2 クラブ

ウ 現状 生涯学習講座数 4 講座 ⇒ 生涯学習講座 8 講座

2) PFI 活用により、より安価な事業の達成

①総括マネジメント業務

非 PFI 事業総額 7,313 千円 ⇒ PFI 活用事業総額 5,865 千円

②設計・建設業務

i) 満濃中学校

非 PFI 事業総額 1,909,407 千円 ⇒ PFI 活用事業総額 1,606,197 千円

ii) 町立体育館

非 PFI 事業総額 1,653,403 千円 ⇒ PFI 活用事業総額 1,422,336 千円

iii) 町立図書館

非 PFI 事業総額 324,701 千円 ⇒ PFI 活用事業総額 275,996 千円

③維持管理業務 (2013年5月1日から 2033年3月31日まで)

非 PFI 事業総額 3,257,800 千円 ⇒ PFI 活用事業総額 2,921,875 千円

④情報活用システム関連業務（2013年4月1日から2023年3月31日まで）

非 PFI 事業総額 404,342 千円 ⇒ PFI 活用事業総額 361,906 千円

⑤図書館運營業務（2013年4月1日から2023年3月31日まで）

非 PFI 事業総額 821,721 千円 ⇒ PFI 活用事業総額 694,140 千円

⑥地域開放運營業務（2013年5月1日から2023年3月31日まで）

非 PFI 事業総額 532,110 千円 ⇒ PFI 活用事業総額 403,966 千円

⑦民間事業者による任意提案事業

原則、民間事業者の独立採算とし、文教施設の特性に見合った事業を推進することにより、本事業で整備する地域開放運營業務等の地域活性化を目標とする。（地域開放運營業務や図書館の利用者増を期待する。）

⑧民間事業者による任意提案業務

本町の内部効率を高めることを課題とし、その解決策に民間事業者から民間の技術力やノウハウを活用した改善・改革の提案を求め、主に現在の歳出削減を目標にする。

⑨事業収入

i) 施設使用料（総額）

非 PFI 事業収入 32,130 千円 ⇒ PFI 活用事業収入 48,195 千円（20年間）

ii) 提供プログラム（総額）

非 PFI 事業収入 76,160 千円 ⇒ PFI 活用事業収入 114,240 千円（20年間）

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

前述の通り自然豊かで広大な面積をかかえるまんのう町において、まんのう町立満濃中学校は地域の教育の大きな柱であり、町の子どもの育成において重要な拠点である。

まんのう町立満濃中学校は、耐震強度診断の施設の安全性が懸念されており、早急に改築を実施する必要がある。そこで、安全面に加えて、今後の教育環境の変化に対応できる高機能かつ多機能、さらに柔軟性を兼ね備えた校舎を平成25年4月の供用開始に向けて整備する計画をたてた。

同時に、町の活性化を図るための空間として、教育活動のほか生涯スポーツの拠点としても活用できるように体育館を社会体育施設として整備し、併せて、町民からの要望が高い図書館を生涯学習の拠点として新たに整備することとする。

一方、本事業では、個別契約だった類似業務の包括契約化の他、これまで行ってきた行財政改革をより一層進め、事業の効率化を図るため、公民連携手法により民間事業者の創意工夫を活用することで、質の高い住民サービスの提供の実現を目指す。

《主な取組み》

下記事業において PFI 手法を用い、より質の高い住民サービスの提供をおこなう。

(1) 対象となる事業の名称

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

まんのう町長 栗田 隆義

(3) 対象となる主な施設の名称

	名 称	種 類	建設地／所在地	備 考
①	満濃中学校	学校教育施設	・吉野下 957 番外 ・吉野下 873 番 1 外 (別紙 1 参照)	・プール及び運動場を含む ・改築
②	町立体育館	社会教育施設 (兼 学校教育施設)		新設 (中学校体育館としては改築)
③	町立図書館	社会教育施設		新設
④	その他町内 公共施設	社会教育施設及び 社会体育施設等	まんのう町内	公民館、勤労青少年ホーム、農村環境改善センター等

(4) 具体的内容

①学校ゾーンと地域開放ゾーンとを融合させた交流拠点整備

学校ゾーンとして町立中学校と地域開放ゾーンとして社会体育施設 (屋内体育館)、町立図書館との複合施設を整備し、民間活力を活用した運営プログラムの提供により、地域住民の健康増進や文化芸術等の振興を図る。具体的には、体育館及び図書館の集客力向上、利用者の利便性向上、本町全体の教育・文化機能の形成、町民の健康増進等の効果を目指とする。さらに地域開放ゾーンでは、地域コミュニティと生涯学習が融合し、施設が地域住民にとっての滞在型・課題解決型の空間として活用されることを期待する。

②ICT の活用による新たな公共空間の整備

町内全戸に敷設済みの光ファイバーケーブルを活用し、地域住民に効率的かつ有効的な情報提供や生活利便性の向上を図る。具体的には、電子私書箱システムを構築し、本町から全住民への案内及び通知等を電子ファイルにて Web 上で送受信し、さらに付加価値を加え、公共料金等の電子決済や地域通貨等の電子化を図り、今後の電子自治体推進へ向けた地域づくりを目指す。

③教育環境の向上

公民連携により、本町の教育方針に沿った最新かつ高機能・多機能な教育空間の実現を図る。また、豊かな人格形成に必要なよりよい学習エリアの提供や、地域住民にとって快適かつ利便性の高い生涯学習エリアを提供することで、中学校のみならず本町全体の教育環境の向上を目指す。さらに、本町内既存の公民館等を活用した生涯学習空間の提供も合わせて行うことで、より効果を高める。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

1) 支援措置の番号及び名称

- ①番号 **A2004**
- ②名称 地域再生支援利子補給金

2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

内閣総理大臣の指定を受けた金融機関（以下「指定金融機関」という。）が、地域再生法施行規則第5条で規定する事業に該当する下記の内容の事業に対し行う資金の貸付事業とする。

- ・公営事業を民間化等の促進として、地方公共団体等の事業・資産を譲り受け、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的括効果的に実施される事業。

3) 交付要綱の別表で規定する事業のうち、本市において貸付の対象とする種別

国の行政機関等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第二条第二項に規定する国の行政機関等をいう。）または地方公共団体（国及び地方公共団体の出資または拠出にかかる法人を含む。）が実施する事業（当該事業にかかる資産を含む。）を譲り受けて行う事業。

4) 地域再生支援利子補給金の受給を予定する金融機関

「PFI活用によるまんのう町活性化計画」地域再生協議会の構成員である以下の金融機関
株式会社日本政策投資銀行、株式会社百十四銀行

5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて行われる地域再生に資する事業の経済的効果等

本事業は、町立体育館と町立図書館において、それぞれ運營業務を行うため、本事業にて設立される特別目的会社（SPC）において地域の新たな雇用が生まれる。

利子補給金給付対象事業を2件、雇用維持・創出効果は8名/年を平成45年度（又は平成50年度）まで想定する。

5-3 その他の事業

本町は、より事業効果を高めるため、地方自治体公民連携研究財団と共同して調査研究事業をH22年10月よりH23年7月のPFI事業契約締結まで行う。また、事業の

実施検証を個別外部監査にて定期的に実施する。

6. 計画期間

認定の日から利子補給終了日の属する年度までとし、その後も当計画による事業は平成45年3月末まで（又は平成50年3月まで）を契約期間として実施し、その効果を継続して本町自ら検証する。

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

各年度において、各種利用記録の数値を確認し必要に応じて見直しを図るとともに、数値目標に照らした評価を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

なし